

# 基山町農業委員会会議録

令和2年7月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者14名 欠席者0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 村 廣	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	水 田 久 男	出席	9	簗 原 茂 行	欠席
3	藤 田 俊 一	出席	10	茂 木 清 三 郎	出席
4	木 原 秀 樹	出席	11	坂 本 勇 一	出席
5	熊 本 富 雄	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	酒 井 敏 幸	出席	長野・小倉	舟 木 壽	出席

本会の書記 大石正芳

## 審 議 事 項

第18号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1件
第19号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
第20号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	6件
報告第11号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告	1件
報告第12号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告	2件
報告第13号	農地法第18条の規定による届出受理報告	2件

審議開始 9時00分

審議終了 10時00分

## 令和2年7月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和2年第7回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、7番委員と8番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第18号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので、認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第18号議案 朗読

この件につきましては、空家に付随した農地の購入のために、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、農地保全及び、農作業従事者の状況についても問題ないことから、取得後の農地を効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しますので、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、基山町空家に付随した農地の別段面積取扱要綱第3条第1項第2号による下限面積は0.01aと定めております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、4区一井木集落の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5番委員

畑ですので周辺の圃場には影響はないと思われれます。

8番委員

住宅の譲受人と農地の譲受人が違いますが問題はありませんか。

事務局

家族で購入されますので問題ないと思われま

## 議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第18号議案について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第18号議案は、全員一致で許可します。

次に、第19号議案農地法第5条の規定による許可申請があったので認定を求めます。事務局より説明をお願いします。

## 事務局 第19号議案1番朗読

この件につきましては、資材置き場が必要となり、農地を一時転用するものです。転用する農地の面積は2,300㎡です。隣接する農地の所有者からの同意書も添付され営農に支障を及ぼすことはないと考えます。

また、排水同意書も取られています。今回の申請地の農地区分要件は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の(1)のカの(イ)」に該当すると考えております。

申請地は、1区鎮西隈集落付近にある圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

## 2番委員

現地を確認しましたが、問題ないと思われま

## 議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第19号議案1番について認定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

**議 長**

第19号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第20号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出がありましたので計画の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

また、8番委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。

#### **8番委員退室**

**事務局 第20号議案1番再設定のため朗読省略**

1番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、6区池ノ坂ため池西側付近にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**7番委員**

玉ねぎを栽培され圃場の管理もよく、問題ないと思われます。

**議 長**

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第20号議案1番について計画を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

第20号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第20号議2番、3番についても再設定ですので朗読を省略します。事務局より説明をお願いします。

#### **8番委員入室**

**事務局 第20号議案2番、3番再設定のため朗読省略**

2番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、7区長ノ原集落付近にある圃場です。

3番につきましては、相手方の高齢化により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は年額水稻60kgです。場所は、2区小林集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

小倉・長野推進委員

2番につきましては、圃場の管理もよく、問題ないと思われま

1番委員

3番につきましては、圃場の管理もよく、問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第20号議案2番、3番について計画を決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第20号議案2番、3番については、全員一致で決定します。

次に、第20号議案4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第20号議案4番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、6区池ノ坂集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

水利があまりよくありませんが、水稻を栽培されます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第20号議案4番について計

画を決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

第20号議案4番については、全員一致で決定します。

次に、第20号議案5番、6番についてですが譲受人が同一の方ですので、一緒に事務局から説明をお願いします。

**事務局 第20号議案5番、6番朗読**

5番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、6区池ノ坂ため池の西側付近にある圃場です。

6番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、6区池ノ坂ため池の南側付近にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**8番委員**

自然農法で水稻栽培をされています。他にもキクイモ等栽培され問題ないと思われま

**議 長**

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第20号議案5番、6番について計画を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

第20号議案5番、6番については、全員一致で決定します。

次に、報告第11号農地法第4条第1項第7号の規定による農地等の転用について、事務局から説明をお願いします。

**事務局 報告第11号朗読**

この件につきましては、自己の所有する市街化区域内農地ですので、令和2

年6月19日付けで受理通知書を送付しております。場所は、5区伊勢前集落付近の圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**6番委員**

周辺は住宅街ですので、問題ないと思われれます。

**議 長**

意見がないようでしたら報告第11号を終わります。次に報告第12号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

**事務局 報告第12号1番朗読**

この件につきましては、譲受人が市街化区域内農地に自己住宅建設のため転用するものです。隣接農地の承諾、水利組合からの排水同意書もとられており、水利等の問題はないと考えます。

市街化区域内の案件のため、会長専決により令和2年6月19日付けで受理通知書を交付しております。場所は、氏林付近の圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**小倉・長野推進委員**

周辺は住宅街ですので、問題ないと思われれます。

**議 長**

意見がないようでしたら、報告第12号1番を終わります。次に、報告第12号2番について、事務局より説明をお願いします。

**事務局 報告第12号2番朗読**

この件につきましては、譲受人が市街化区域内農地に共同住宅建設のため転用するものです。水利組合から排水同意書もとられており、水利の問題はないと考えます。

市街化区域内の案件のため、会長専決により令和2年6月19日付けで受理

通知書を交付しております。場所は、7区長ノ原集落付近の圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第12号2番を終わります。次に報告第13号農地法第18条の規定による合意解約の届出がありましたので受理したことを報告します。事務局より説明をお願いします。

**事務局 報告第13号1番説明**

この件につきましては、令和2年6月19日付けで受理通知書を送付しております。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第13号1番を終わります。次に、報告第13号2番について、事務局から説明をお願いします。

**事務局 報告第13号2番説明**

この件については、令和2年6月19日付けで受理通知書を送付しております。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第13号2番を終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和2年7月1日

署名人

議 長

委 員

委 員